



IFRS news - supplement

October 2009

PRICEWATERHOUSECOOPERS 

IFRS第3号改訂版およびIAS第27号改訂版-Q&A(part 3)

企業結合および連結に関する改訂基準(IFRS 第3号(改訂版)、IAS 第27号(改訂版))により、企業結合および非支配持分の取引に関する会計処理が大幅に変更されます。これらの変更により複数の課題が発生し、経営者の交渉や取引の組み立て方法が変わる可能性があります。今回のIFRS news – supplementは、当該改訂基準に関するQ&Aシリーズの三回目となります。

今回は、非支配持分に関する様々な問題について考察します。当該改訂基準に関する考察の全文は、PricewaterhouseCoopersの“Global Guide to Accounting for Business Combinations and Noncontrolling Interests(「企業結合および非支配持分の会計処理に関するグローバル・ガイド」)”と“IFRS Manual of Accounting(「IFRS 会計マニュアル」)”に掲載しています。

非支配持分の取得または発行により発生する取引費用

親会社は、非支配持分(non-controlling interest、以下NCI)を創出または拡大するために、子会社の一つである既存のNCIを取得する場合や、子会社の新規または既存の持分を売却する場合があります。結果として支配の変更とならない株主との全ての取引は、資本取引として会計処理されます[IAS 第27号第30項(2008年)]。しかしながら、NCIを取得、創出または拡大する際に発生する取引費用の会計処理については、当該改訂基準では明確にされていません。

企業結合の取得関連費用は、(負債証券または持分証券の発行費用を除き)発生時に費用処理されます。この新規定は、取得関連費用が、被取得企業の買手と売手の間で行われる公正価値に基づく交換の一部に含まれないとするIASBの決定を反映しています。ただし、IAS第1号およびIAS第32号では、資本取引に直接起因する取引費用を、資本から控除することを求めています。

以下は、取引費用の取扱い、および、取引に直接起因する増加の費用の範囲に関するQ&Aです。下記の例では、取引費用の税効果は考慮していません。取引費用は、資本から控除される前に、全ての関連する所得税控除分を減額する必要があります。

1. 企業は既存のNCIを取得する時に発生する取引費用をどのように会計処理するか？

NCIの取得に直接起因する取引費用は資本から控除されます。国際財務報告解釈指針委員会(以下、IFRIC)は、2009年7月の会議の際に当該事項について審議し、IAS第1号およびIAS第32号のガイダンスでは当該取引費用を資本から控除することが求められると結論づけました。IFRICは、当該事項が実務上大きな相違につながることは無いと予想し、公式にはこれを議題には加えませんでした。

以下は、親会社持分に対する影響を例示したものです。

	C(任意の通貨)
売手株主に支払った現金	600
NCIを帳簿価額にて30%認識中止	<u>(350)</u>
親会社持分の減少	250
取引に直接起因する増分費用	<u>50</u>
親会社持分の減少額合計	<u>300</u>

2. 企業は、子会社においてNCIが生じる際に発生した取引費用をどのように会計処理するか？

NCIが生じる新株の発行や、親会社が保有する既存株式の第三者への売却により発生する取引費用は、支配が継続されている限り、資本から控除されます。NCIの金額は、子会社における親会社持分の帳簿価額を参考に計算されます。以下で、子会社による新株発行を通じたNCIの創出の例について検討します。

- 親会社Aは、子会社Bを100%所有している。
- 子会社Bにおける親会社A持分の帳簿価額は純資産でC2,000である。
- 子会社Bは、25%の持分に相当する新株を発行する。

- 25%持分に対して受領した対価はC750である。
- C85の取引費用が発生する。そのうちC50は、当該取引に直接起因する増分である。

受取対価から、NCIの金額および直接起因する取引費用を控除した金額は、親会社持分への純調整額として計上され、以下の通りとなります。

	C
新規株主により支払われた現金	750
25%の非支配持分	(666) *
親会社持分として計上された超過分	84
直接起因する増分費用	(50) **
親会社持分として計上された純超過分	<u>34</u>

* 子会社Bにおける親会社持分の帳簿価額の $(C2,000 + C750 - C85) \times 25\% = C666$.

** その他の取引費用C35は、損益計算書の期間費用として反映されます。

3. どの費用が直接起因する増分費用とされるか？

IAS第32号では、登録費用、規制関連費用、専門のアドバイザー(法律、会計、鑑定人)に対する支払金額、印刷費用、印紙税等を含む特定の費用は、直接起因する増分であると記載しています。これらの費用には、投資銀行による助言、価格交渉、コンプライアンス・アカウント(訳者注: 企業買収の完了のための手続き)、バリュエーションや同様の費用が含まれます。ただし、IFRS第3号(改訂版)に記載される一般的な取得費用の多くは、増分または直接起因する費用として見なされていません。これらの費用には以下が含まれ、発生時に費用処理されます。

- 企業の財務部、法務部の人件費等の一般管理費
- 取得部門の維持に係る費用
- シニア・マネジメントの費用
- その他の一般費用

つなぎ融資のための契約費用や、参加費用、代替の融資契約の調査費用など、IAS第39号にて取引費用として取扱うための要件を満たさない偶発的な財務費用も、発生時に費用処理されます。

子会社の連結中止時の保有投資

親会社が子会社の連結を中止した場合、子会社の支配を喪失した日に利得または損失を計上します。利得または損失の計算では、旧子会社が保有する全ての投資に対し、支配を喪失した日の公正価値で認識することが求められています。

保有する非支配投資には、連結中止時における、旧子会社における保有持分投資(関連会社投資または売却可能投資のいずれか)が含まれます。また、優先株、借入やその他の契約等、親会社に保有されるその他の持分が含まれる場合もあります。親会社は、子会社の連結中止時に認識する利得または損失の金額を決定する際、各契約について検討しなければなりません。支配の喪失により子会社の連結が中止される際、親会社は旧子会社とのあらゆる継続的な関係に関し、全ての側面において評価を行います。

また、親会社は、旧子会社との継続契約や新規契約により生じる資産または負債を、連結中止時に認識すべきかを決定する必要があります。親会社と旧子会社との継続的な関係の例としては、リース契約、融資、購入契約、供給契約があります。認識される全ての資産および負債は、売却取引時に計上される利得または損失の金額に影響を与える可能性があります。

以下の例、および新規に連結中止された子会社が保有する市場外(off-market)リースの会計処理をご参照下さい。

- 企業Aは、子会社Bを100%所有している。
- 子会社Bは、企業Aから少額の賃借料でオフィスビルを賃借している。
- 企業Aは、子会社Bの60%の持分を独立した第三者にC1,500で売却する(支配の喪失)。
- 企業Aは、株式の売却日に子会社Bの連結を中止する。子会社Bの売却日における純資産はC950であった。40%の保有持分の公正価値はC800である。
- リース契約は取引完了時点で買手が引受ける。交渉の一部として今後5年間、少額の賃貸料を継続し、その後、市場価格に戻すことで合意された。この市場外リースの公正価値はC300である。

企業Aは今後5年間、市場価格よりも低い賃貸料を受け取るようになるため、この市場外リースは企業Aにとって不利となります。企業Aは、市場外リースを補償する総収入部分を算定することによって、不利なリース契約を認識することになります。補償金額は、子会社Bの60%持分の売却による取得対価として企業Aが受領した総額を減額します。同様に、当該利得は連結中止時に減額されます(または、当該損失が増加します)。当該利得の計算方法は以下の通りです。

C

売却収入	1,500
控除: リースの公正価値	(300) *
60 %持分の対価	1,200
保有投資の公正価値	800 **
	2,000
控除: 子会社Bの純帳簿価額	(950)
売却による利得	<u>1,050</u>

* 企業 A は今後5年間にわたり償却されるC300の繰延賃貸収入を計上します。

** この金額は、IAS第27号(改訂版)第37項に従って、企業Aによる関連会社への投資に係る「当初費用」として計上されます。

子会社の連結中止時における、NCIの持分調整のリサイクル(損益への再分類調整)

親会社は、子会社への支配の喪失時に利得または損失を計上します。利得または損失の決定には、子会社に関連する、その他包括利益(その他包括利益に対する持分)で認識された金額の収益への再分類も含まれます。ただし、当該改訂基準には、NCIとの以前の取引に関する持分調整を、子会社の連結中止時に、包括利益計算書にリサイクルすべきかどうかについての言及はありません。以下の事例を参照下さい。

- 企業Aは、子会社Bの持分70%を所有している。
- 企業Aは、残り30%の持分を購入する。当該改訂基準に基づき、支払対価の公正価値とNCIの帳簿価額の差異を資本に計上する。
- (1年後) 企業Aは、子会社Bの持分100%を売却する。

IAS第27号(改訂版)第34項および35項では、子会社への支配の喪失時における会計処理について、明確なガイダンスを提供しています。当該ガイダンスでは、純資産および全てのNCIの認識の中止、全ての保有投資および受取対価の公正価値による認識を求めています。第35項では、NCIまたは子会社に起因するその他包括利益の全ての構成要素を、親会社が関連資産および負債を直接処分した場合の要件と同様に、資本から損益に再分類することを明確に求めています。これら全ての金額の差異は、結果として損益において利得または損失として計上されます。

当該子会社の以前のNCIとの取引に関連する持分調整は損益にリサイクルされません。このような持分調整は、株主間の取引によるもので、NCIに直接起因するものではありません。また、当該持分調整はその他包括利益の構成要素ではなく、第35項の要件も満たしません。従って、当該持分調整は親会社における従来からの持分の一部として残ることになります。

サマリー

当該改訂基準の強制適用日が到来しました(2009年7月1日以降に開始する年次会計期間より適用)。新規ガイダンスにより、企業結合の会計処理、表示、分類方法、および、NCIとの取引の会計処理方法が変更されることから、今回、上記 Q&A にていくつかの新しい課題を取扱いました。

あらた監査法人
 東京都中央区銀座8丁目21番1号
 住友不動産汐留浜離宮ビル(〒104-0061)
 お問い合わせ: aratapr@jp.pwc.com

© 2009 PricewaterhouseCoopers Aarata. All rights reserved. "PricewaterhouseCoopers" refers to PricewaterhouseCoopers Aarata or, as the context requires, the PricewaterhouseCoopers global network or other member firms of the network, each of which is a separate and independent legal entity.